

4 異性に対する暴力の根絶

1 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数

県配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数は、5千件前後で推移している。

県配偶者暴力相談支援センターによせられたDV相談件数は、最近5年間は5千件前後で推移しています。

* DV防止法の全面施行(平成14年4月)に伴い、県は平成14年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、平成23年9月に横浜市が、平成24年10月に相模原市が、平成28年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ22



(神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成)

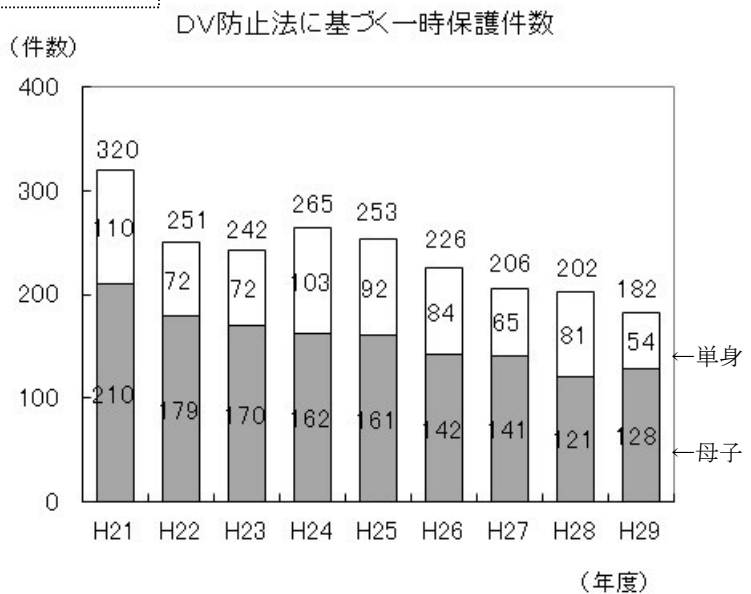
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく一時保護件数

DV防止法に基づき一時保護した被害者の7割以上が子どもを同伴している。

神奈川県で平成29年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、182件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は128件で、一時保護をした被害者の7割以上が子どもを同伴しています。

グラフ23



(神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成)

3 セクシュアル・ハラスメント相談件数

全国のセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、3年連続で減少した。

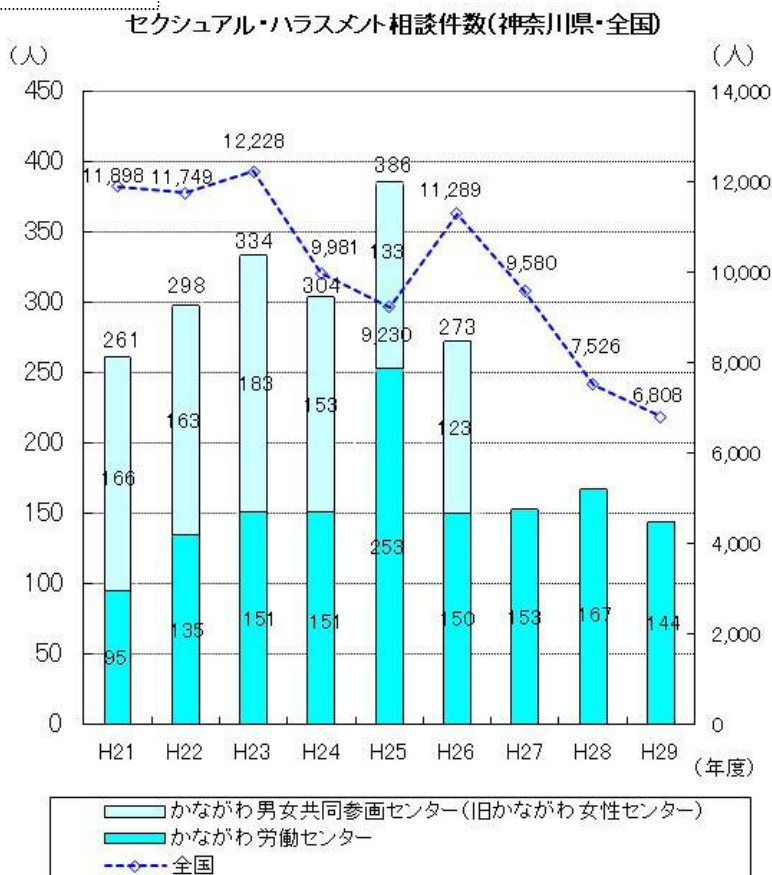
平成 29 年度に、都道府県労働局雇用均等室（全国）によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より 718 件減少して 6,808 件でした。

また、かながわ労働センターで受けた相談件数は 144 件で、近年ほぼ横ばいで推移しています。

*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、平成 26 年度で終了しました。

*かながわ女性センターは平成 27 年 4 月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。

グラフ 24



(厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成)

4 夫婦間での暴力についての認識

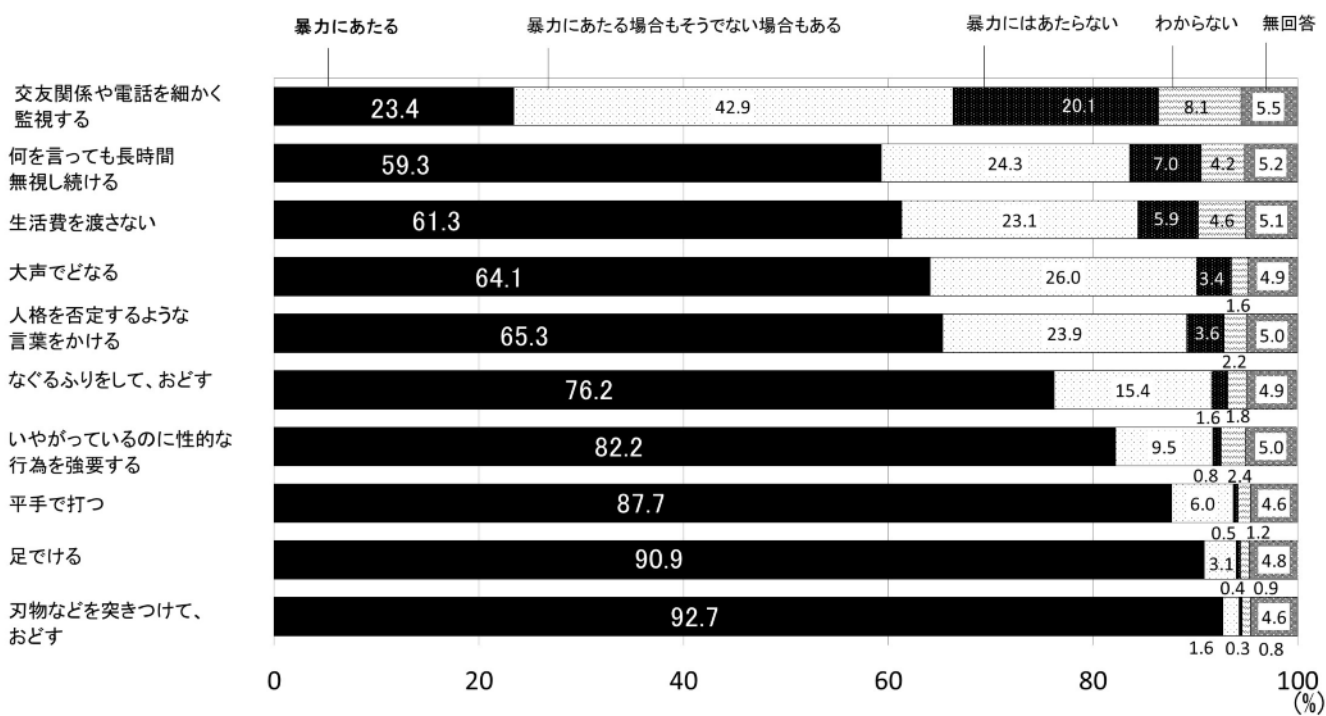
夫婦間での暴力についての認識すべての項目で、「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っている。

平成 29 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。

グラフ25

夫婦間での行為における暴力についての認識



(県民ニーズ調査 (平成 29 年度) より作成)